

手話電話設置事業について (利用規約のご説明)

守口市役所 障がい福祉課
(令和5年1月)



手話電話とは

守口市役所職員専用のタブレットと、
聴覚障がい等がある市民の方が所有する
スマートフォン・タブレットで、
LINEのビデオ通話機能を用いて、
手話で電話をすること



利用対象者

- ▶ 守口市内に居住している
- ▶ 聴覚障がいなどがあり、手話でお話する人

事業概要

- ▶ 手話電話を使って、主に市役所業務などに関する質問・相談を受け付けます。

手話電話でできること・できないこと

○できること	×できないこと
手帳・手当・重度障がい者医療・障がい福祉サービスに関する質問・相談	市役所以外の業務に関する質問・相談 (年金事務所など)
市役所の業務に関する質問・相談 (住民票・税金・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険など)	メッセージだけ、写真だけ送信すること ⇒今までどおり、メールやFAXを使ってください
市役所以外の窓口の電話予約 (年金事務所などの予約)	他の人とお話しするときの通訳として手話電話を使うこと
ライフライン(電気・ガス・水道)のトラブルに関する業者の派遣依頼	
手話通訳の派遣依頼	

利用可能な時間帯

- ▶ 平日（祝日・年末年始を除く）
- ▶ 午前9時から午後5時30分まで

事業の従事者

- ▶ 主に、手話通訳士の資格をもった職員が対応
- ▶ 手話通訳士が不在・対応中は、すぐに手話電話ができないことがあります
- ▶ その際は、他の職員がメッセージを送ります



利用登録

- ▶ 手話電話を利用する人は、事前に利用規約に同意のうえ、登録をする必要があります

利用料

- ▶ 利用料は無料です
- ▶ ただし、スマートフォン・タブレットの通信料は自己負担

利用するソフトウェア

- ▶ LINEアプリ

守っていただきたいこと

- ▶ 他の方が利用しているときは、利用できません。
- ▶ 長時間や、一日に何度も電話するのはご遠慮ください。
例) 20分以上、1日に4回以上
- ▶ 公序良俗に反する違法性が高い内容には利用できません。
- ▶ 手話通訳リレーサービスには利用できません。

ルールを守っていただけない場合は、利用登録を
取消することがあるので、ご注意ください。



その他、ご注意いただきたいこと

- ▶ 利用者の通信環境が良くない場合、利用できないことがあります
- ▶ 手話電話を利用することで、スマートフォン・タブレットの通信料が大幅に増えたとしても、市は責任を負いません。
- ▶ 自然災害などの事情で手話電話ができない場合でも、市は責任を負いません。

どうぞご了承ください。

